







✓ 各種製品は、次のような理由から「**危険物**」に該当します
危険物を航空輸送するためには、輸送ルールに従う必要があります

製品例	理由
リチウム電池製品  ドローン モバイルバッテリー スマホ タブレット PC	リチウム電池は振動や衝撃により発火に至る危険性が高いため、バッテリー容量や数量、輸送形態（バッテリー単体、機器に内蔵、機器と同梱）により取扱いが細かく規定されています。現在、様々な製品（携帯ゲーム機、ワイヤレスイヤホン、電気シェーバー、携帯型扇風機など）にリチウム電池が使用されています。
火薬類  クラッカー 花火	火薬が含まれる製品は航空輸送中の火災を防止するため、厳しく制限されています。玩具用であっても、危険物に該当します。
高圧ガス  ガスボンベ エアダスター	引火性のガスを含む製品や高圧ガスを含む製品については、機内火災の危険や気圧差による破裂等の危険があるため危険物に該当します。
化粧品  香水 ヘアスプレー	引火性の液体に該当する場合や、スプレー缶等の高圧ガスに該当する場合があります。航空輸送中の振動や圧力差により内容物が漏れ出し、火災に繋がる恐れがあります。
除菌製品  空間除菌製品 消毒用アルコール	消毒用製品や空間除菌製品については、可燃性液体や腐食性（人体や航空機に影響します）の危険性を有する場合があります。
住居用洗剤等  殺虫剤 漂白剤	腐食性（人体や航空機に影響します）を有する場合や、漏れ出た際に有毒なガスが発生する可能性があるため、危険物に該当します。

※これらは一例であり、危険物は約 3,000 種類もあります！

何気なく発送したその荷物が 輸送中の**事故**に繋がります！

✓ 梱包したものに「**危険物**」は含まれていませんか？



✓ 品名は正確に記載しましたか？



✓ 危険物は**事故**の原因になります！



内容品に危険物が含まれていないか把握すること、正確に申告することが航空輸送の安全に繋がります
品名の正確な記載について、ご協力をお願いします

航空における危険物輸送に関するルールについてはこちら



【国内輸送の例】

- ✓ 内容品をきちんと申告することによって、「危険物」であるかどうかの確認が行われ、適切な取扱いが可能となります



【品名欄への記載】

- ・内容品を正確に申告します
- ・曖昧な記載では判断できません
(日用品、化粧品、雑貨、PC 関連…etc)



【窓口での確認】

- ・品名を確認し、航空輸送が可能か確認します
- ・航空輸送が可能か判断が出来ない場合は、内容品の確認が行われます



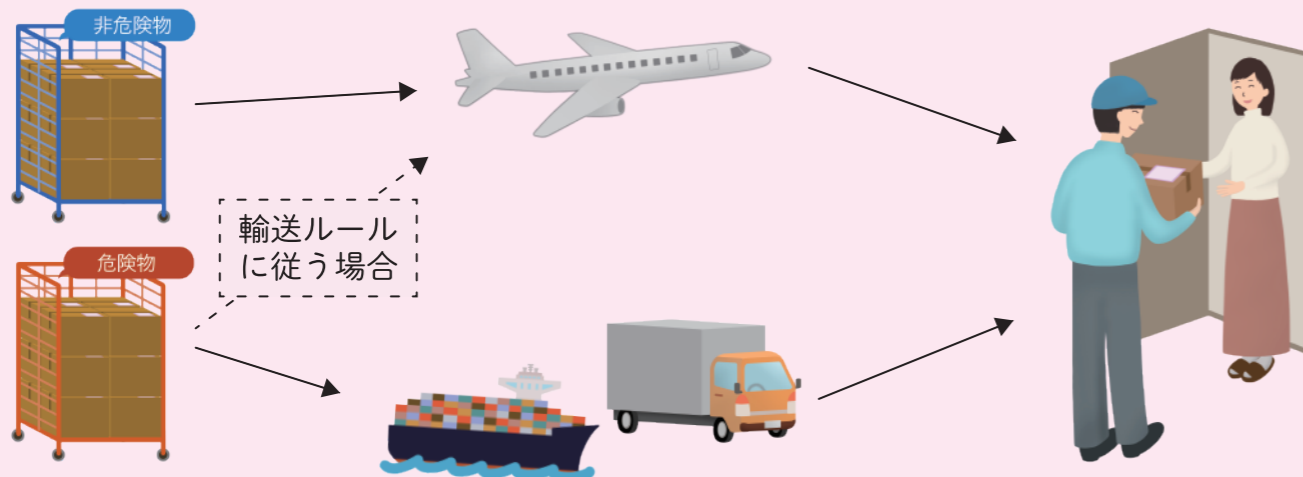
【危険物への対応】

- ・内容品の申告により危険物であると判断された場合は、非危険物荷物とは分けて取り扱われます
- ・危険物ではないことが確認できた場合は、航空輸送が可能です

- ✓ 「危険物」が含まれると申告された荷物は、航空機以外の手段で目的地まで輸送されます

(航空輸送ルールに従う場合に限り、航空輸送が可能となります)

- ✓ よくあるご質問についてをご確認ください)



※危険物の種類や運送事業者によっては、輸送できない場合があります
詳細は運送事業者にご確認ください

✓ よくあるご質問について

【Case1】

離島や外国への輸送の際、危険物であるかどうかの確認を求められた

製品を製造しているメーカーへ、航空輸送上の危険物に該当するかどうかをご確認ください。

メーカー発行の書類等により、輸送上の取扱い情報が確認できます。

※製品パッケージやメーカー発行の安全データシート等に以下の絵表示がある場合は、危険物に該当する可能性があります。



【Case2】

危険物に該当する場合の輸送ルールを知りたい

危険物を航空輸送するためには、危険物の分類や品名の決定、危険性に応じた適切な包装基準の確認、包装基準を満たした梱包の実施、危険性を示すラベルや表示の使用、申告書による申告が必要となります。

航空輸送の業界では、国際的な航空輸送基準に準拠した規則書（IATA 航空危険物規則書）に基づき輸送が行われています。そのため、毎年改訂される規則書の内容を正確に理解することが重要です。

【IATA 航空危険物規則書についてのお問い合わせ先】

一般社団法人航空貨物運送協会

一般社団法人航空危険物安全輸送協会

URL:<http://www.jafa.or.jp/>

URL:<http://www.jacis.or.jp/>

【Case3】

何故、内容品を詳細に申告しなければならないのか

航空機の安全運航は、荷物の発送を依頼する方を含め輸送に関わる全ての方々によって支えられています。内容品は荷送人しか把握できないため、内容品を正確に申告することは荷送人の責務です。

また、商法においても、運送契約における危険物の通知義務が荷送人に課せられています。

お問い合わせ：国土交通省航空局

Tel : 03-5253-8111 (内線 : 50124)

E-mail : hqt-dg-jcab@gxb.mlit.go.jp

